

広島市小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの皆様へ

令和4年(2022年)10月1日から
**全国の指定小児慢性特定疾病医療機関^(※)で
受給者証が使用できます** (※病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)

●受給者証の指定医療機関の表記が「**児童福祉法に基づき指定された医療機関**」となります。

【現表記】

| 指定医療機関 |
|---------------|
| 〇〇病院 広島市中区 |
| □□薬局 広島市南区 |



【新表記】

| 指定医療機関 |
|--------------------|
| 児童福祉法に基づき指定された医療機関 |

●**指定医療機関の変更・追加・削除の申請は「不要」となり、「指定小児慢性特定疾病医療機関」に指定されている医療機関であれば、全国で使用できます。**

注意事項

- ①受給者証の使用方法及び医療費助成制度の対象となる医療の範囲に、変更はありません。
指定医療機関以外では、使用できません。
認定された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病以外は、対象となりません。
- ②10月1日以降に発行する受給者証から新表記になります。
新表記になるまでは、現表記の受給者証を使用できます。この場合、現表記の受給者証に記載の無い指定医療機関においても、使用できます。
- ③受給者証の取扱い及び表記は、各自治体により異なる場合があります。
広島市外に転出される場合は、転出先の自治体へ、取扱い等をご確認ください。

【指定医療機関の確認方法】 ※事前にご確認の上、ご受診ください。

各医療機関へお問い合わせ、又は各自治体ホームページ等でご確認ください。

<指定医療機関一覧>

広島市 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syounimannsei/4856.html>

自治体別 https://www.shouman.jp/support/pref_list/



広島市



自治体別

問い合わせ先： 広島市 こども未来局 こども・家庭支援課 母子保健係 TEL 082-504-2623